

令和元年度 第3回 横浜市保健医療協議会

日 時 令和2年2月12日(水) 19時～20時30分

場 所 横浜市庁舎 5階 関係機関執務室

次 第

1 開会

2 報告

- (1) こどもホスピス（在宅療養児等生活支援施設）支援事業について
- (2) 糖尿病の重症化予防事業における医療連携について
- (3) 平成30年度病床整備の進捗状況について
- (4) 令和2年度医療局予算案について
- (5) 令和2年度健康福祉局予算案について

- 【配付資料】**
- ・資料1 : こどもホスピス（在宅療養児等生活支援施設）支援事業について
 - ・資料2 : 糖尿病の重症化予防事業における医療連携について
 - ・資料3 : 平成30年度病床整備の進捗状況について
 - ・資料4 : 令和2年度医療局予算概要
 - ・資料5 : 令和2年度健康福祉局予算概要

- 【参考資料】**
- ・参考資料1 : 横浜市保健医療協議会運営要綱
 - ・参考資料2 : 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（一部抜粋）

横浜市保健医療協議会 委員名簿

(五十音順)

学識経験者			
	国際医療福祉大学 教授	医療情報学	石川 <small>いしかわ</small> ベンジャミン <small>こういち</small> 光一
	横浜市立大学 教授	看護学	かのや <small>か</small> ゆか 由佳
	弁護士	法学	すずき <small>のえ</small> 鈴木 野枝
	鶴見大学 名誉教授	歯学	つるもと <small>あきひさ</small> 鶴本 明久
	東京医科歯科大学 教授	医療政策情報学	ふしみ <small>きよひで</small> 伏見 清秀
	横浜市立大学 主任教授	産婦人科学	みやぎ <small>えつこ</small> 宮城 悦子
	北里大学 准教授	精神医学	みやち <small>ひでお</small> 宮地 英雄
保健医療福祉関係団体など			
	横浜市獣医師会 会長		おおた <small>ゆういちろう</small> 太田 雄一郎
	横浜市保健活動推進員会 副会長		かにきわ <small>たみえ</small> 蟹澤 多美江
	神奈川県精神科病院協会		
	横浜市歯科医師会 会長		すぎやま <small>のりこ</small> 杉山 紀子
	横浜市薬剤師会 会長		てらし <small>みちひこ</small> 寺師 三千彦
	横浜市生活衛生協議会 会長		なかの <small>としひこ</small> 中野 利彦
	横浜市社会福祉協議会 常務理事		なかむら <small>かおり</small> 中村 香織
	横浜市病院協会 会長		にいのう <small>けんじ</small> 新納 憲司
	神奈川県看護協会 横浜南支部理事		はまきき <small>とよこ</small> 濱崎 登代子
	横浜市医師会 会長		みずの <small>きょういち</small> 水野 恭一
	横浜市食生活等改善推進員協議会 会長		もりわけ <small>みつよ</small> 守分 光代
	横浜市食品衛生協会 会長		やかめ <small>ただかつ</small> 八亀 忠勝
	横浜市福祉調整委員会 代表		やまぐち <small>みちひろ</small> 山口 道宏

令和元年度第3回横浜市保健医療協議会事務局出席者

令和2年2月12日(水) 横浜市庁舎 5階 関係機関執務室

所 属	氏名	
横浜市医療局	局長	修理 淳
	副局長	深川 敦子
	疾病対策部長	石井 淳
	医療政策課長	本間 明
	医療政策課地域医療整備担当課長	川崎 洋和
	医療政策課情報企画担当課長	小川 亨
	医療政策課 救急・災害医療担当課長	種子田 太郎
	がん・疾病対策課長	古賀 美弥子
	がん・疾病対策課 在宅医療担当課長	西野 均
横浜市健康福祉局	保健所長	古賀 伸子
	担当理事（保健医療医務監）	田畑 和夫
	担当理事 （こころの健康相談センター長）	白川 教人
	担当理事（高齢健康福祉部長）	松本 均
	障害福祉部長	上條 浩
	健康安全部長	氏家 亮一
	健康安全部健康推進担当部長	藤原 啓子
	健康安全部担当部長	佐藤 眞理代
	担当部長（保健事業課担当課長）	田中 園治
	医務担当部長（健康安全課長）	船山 和志
	企画課長	平木 浩司
	障害企画課長	佐渡 美佐子
	障害企画課 精神保健福祉推進担当課長	榎本 良平
	高齢健康福祉課長	佐藤 泰輔
	地域包括ケア推進課長	喜多 麻子
	高齢在宅支援課長	本間 睦
	高齢施設課長	壺井 達幸
	高齢施設課 高齢施設整備担当課長	松村 健也
保健事業課健康づくり担当課長	室山 孝子	
保健事業課長	羽田 政直	

こどもホスピス設立（在宅療養児等生活支援施設）支援事業について

- 1 「生命を脅かす病気の子どもと家族の療養生活支援施設整備運営事業者の選定結果について（報告）」（資料1—1及び資料1—2）
—生命を脅かす病気の子どもと家族の療養生活支援施設整備運営事業者選定部会

《これまでの経過》

- | | | | |
|----------|-----|---------------|-------------------------|
| 7月1日（月） | 第1回 | 保健医療協議会（書面開催） | ➤選定作業実施及び選定部会設置について |
| 7月31日（水） | 第1回 | 選定部会 開催 | ➤公募要項の策定・審査方法と基準の決定について |
| 8月26日（月） | 第2回 | 保健医療協議会 | ➤選定作業について（中間報告） |

- 2 「こどもホスピスの整備運営事業者の決定について（報告）」（資料1—3）
—医療局医療政策課

生命を脅かす病気の子どもと家族の療養生活支援施設整備運営事業者の 選定結果について（報告）

昨年 10 月末に第 2 回選定部会を開催し、審査及び選定を行い、結果を横浜市に報告しました。

1. 選定までの経過

令和元年 8 月 1 日（木）から 9 月 30 日（月）	・ 公募要項の配付期間
8 月 12 日（月）から 8 月 23 日（金）	・ 公募要項に係る質問受付期間 ➤ 8 月 30 日（金）に回答を公表
9 月 2 日（月）から 9 月 20 日（金）	・ 事前相談期間 ➤ 延べ 2 回の事前相談を受付
9 月 24 日（火）から 30 日（月）17 時まで	・ 応募書類提出期間 ➤ 9/30（月） 1 事業者の応募を受付
10 月 1 日（火）から 10 月 29 日（火）まで	・ 部会委員による一次採点（書類審査）
10 月 30 日（水）	・ 第 2 回選定部会 ➤ 二次採点（応募者のプレゼンテーション及びヒアリング）及び事業者の選定
10 月 31 日（木）	・ 事業者へ決定通知を送付
11 月 15 日（金）	・ 記者発表
令和 2 年 2 月 12 日（水）	・ 第 3 回保健医療協議会で報告

2. 選定結果等について

（1）審査方法

公募要項に基づき応募資格の確認を行った上で、「選定基準・評価項目」に従って審査を行いました。

応募事業者が 1 者であったため、書類審査及び応募事業者からのヒアリングにより総合的に審査を実施し、委員の得点を合計した平均点が最低基準（総得点の 6 割）を満たしているかについて確認を行いました。

（2）審査結果

確認した結果、基準点を満たしたため、「**NP0 法人横浜こどもホスピスプロジェクト**」を**事業者として選定**しました。

（3）選定委員の主な意見（※事業者からの提案の概要については裏面を参照）

- ・ 地域連携を通じて利用者を取り巻く状況の理解促進等の点において、評価できる。
- ・ 津波や高潮など浸水が予測される立地に留意された建築計画である。引き続き、今後想定される大型台風（強風・高波）などの対策についても検討してほしい。
- ・ 寄付金収入が中心とならざるを得ないため、安定的な事業収益を確保していくためには、広報啓発事業に加え、当該施設自体の広報・啓発事業や PR にも注力すべき。

事業者からの提案の概要

【施設の目的】

- ・利用者個々の病気や障害の状況に則した遊びや学びなどのプログラムを提供し、療養生活環境の改善を図る。
- ・イベント開催や近隣の大学・地域との連携を通じ、ターミナルケアや医療的ケア児に関わる人材育成や取り巻く状況の理解促進を図る。

【施設の概要】

- ・浸水予測高さを考慮し
 - 1階を鉄筋コンクリート造による強化
 - 2階は木造とした混構造の2階建て
- ・給電設備を2階に配し、バックアップ電源を確保

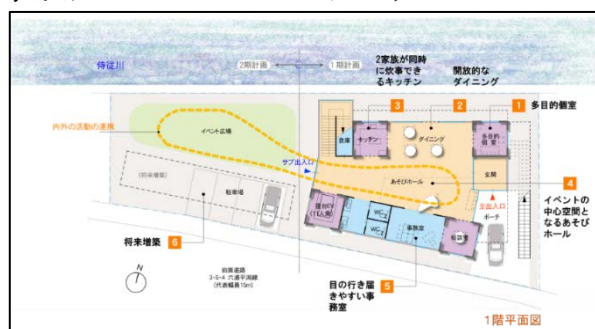
※今後、民間団体の整備資金助成金を申請することなどにより、施設計画が変更する可能性があります。



【事業者が提案した建物イメージ】

～1階はコンクリート造で強固に～

大人数でのイベントの中心空間となる「あそびホール」や簡単な自炊が出来るキッチンとダイニング。家族同士のふれあいや地域コミュニケーション・交流のスペース。



～2階は木造であたたかい木のイメージ～

家族で入れる大きなお風呂と、ゆっくり休養できる個室。家族単位で過ごせるくつろぎのスペース。



**横浜市保健医療協議会 生命を脅かす病気の
子どもと家族の療養生活支援施設整備運営事業者
選定部会**

審査報告書

令和元年 11 月

1 趣旨

生命を脅かす病気の子どもと家族の療養生活支援施設整備運営事業者の選定にあたり、横浜市から横浜市保健医療協議会へ審査を依頼されました。横浜市保健医療協議会では、生命を脅かす病気の子どもと家族の療養生活支援施設整備運営事業者選定部会（以下「選定部会」という。）を設置し、応募者から提出された事業計画について、書類審査や面接審査を行いましたので、審査結果を報告します。

2 選定部会委員

部長 中村香織（横浜市社会福祉協議会 常務理事）

委員 伊藤秀一（横浜市立大学小児医療科学 主任教授）

蒲池孝一（公認会計士）

北島美樹（横浜型医療的ケア児・者等コーディネーター）

木暮紀子（国立成育医療研究センター 社会福祉士）

根津敦夫（横浜医療福祉センター港南 センター長）

(50音順)

3 審査の経過

年 月 日	経 過 項 目
令和元年7月31日	令和元年度横浜市保健医療協議会第1回生命を脅かす子どもと家族の療養生活支援施設整備運営事業者選定部会 (公募要項、審査方法と基準の決定)
令和元年8月1日	公募要項の配布
令和元年8月12日 ～8月23日	質問事項の受付
令和元年8月30日	質問事項への回答
令和元年9月2日～ 9月20日	事前相談
令和元年9月24日 ～9月30日	応募書類（事業計画書）提出受付期間
令和元年10月1日 ～10月29日	一次採点（書類審査）
令和元年10月30日	令和元年度横浜市保健医療協議会第2回生命を脅かす子どもと家族の療養生活支援施設整備運営事業者選定部会 ・二次採点（応募者プレゼンテーション及びヒアリング） ・事業者の選定

4 応募の状況

応募者数 1事業者

5 審査結果

(1) 審査にあたっての考え方

「生命を脅かす子どもと家族の療養生活支援施設整備運営事業者公募要項」に基づき応募資格の確認を行ったうえで、「選定基準・評価項目」に従って審査を行いました。

応募事業者が1者であったため、書類審査及び応募事業者からのヒアリングにより総合的に審査を実施し、委員の得点を合計し、その平均点が最低基準（総得点（215点）の6割（129点以上）を獲得）を満たしているかの確認を行いました
 <審査基準・項目>

	審査項目	配点	
			配分
1 組織体制	法人の理念・基本方針・活動実績	10	5
	法人の財務状況		5
2 事業計画	支援施設の必要性	130	10
	支援施設の役割		40
	利用者像		10
	地域連携・社会貢献		15
	施設の運用		5
	職員計画		20
	個人情報保護、情報公開、人権尊重への取組		5
	事件・事故の防止体制や緊急時の対応に対する取組		10
	防災への取組・避難計画		15
3 施設計画	津波や高潮等への留意	25	15
	利用者やる湯編環境への配慮		10
4 収支計画	収支計画の適切性	50	15
	自主財源の確保		15
	適切な費用配分		10
	受益者負担		10
配点合計		215	215

(2) 審査結果

事業者候補：特定非営利活動法人横浜こどもホスピスプロジェクト

(3) 獲得得点

	審査項目	得点	
			内訳
1 組織体制	法人の理念・基本方針・活動実績	7.7	4.3
	法人の財務状況		3.3
2 事業計画	支援施設の必要性	99.0	9.3
	支援施設の役割		34.7
	利用者像		8.3
	地域連携・社会貢献		11.0
	施設の運用		5.0
	職員計画		12.7
	個人情報保護、情報公開、人権尊重への取組		3.0
	事件・事故の防止体制や緊急時の対応に対する取組		6.0
3 施設計画	防災への取組・避難計画	21.0	9.0
	津波や高潮等への留意		15.0
4 収支計画	利用者やる湯編環境への配慮	33.3	6.0
	収支計画の適切性		9.0
	自主財源の確保		11.0
	適切な費用配分		6.7
		受益者負担	6.7
		得点	161
			161

※小数点第2位以下を切り上げているため、内訳を足し上げても得点と一致しない場合があります。

6 審査講評

- ・立地条件を活かした近隣の大学等との連携や、地域の自治組織への積極的な参加、ボランティアの育成などが提案されており、地域連携を通じて利用者を取り巻く状況の理解促進等の点において、評価できる。
- ・津波や高潮など浸水が予測される立地に対して、1階部分の構造強化や変電設備を2階に設置し医療機器のバックアップ電源を確保などが提案されており、利用者の安全性を確保することに、留意された建築計画である。引き続き、今後想定される大型台風（強風・高波）などの対策についても検討してほしい。
- ・当該事業を軸にして、小児ターミナルケアや医療的ケア児等に関する広報啓発事業を展開していくという点については評価できる。
- ・収入見込み額について、実績に基づいて試算されてはいるものの、寄付金収入が中心とならざるを得ないため、長期的な資金確保について、やや不安要素がある。安定的な事業収益を確保していくためには、上記広報啓発事業に加え、当該施設自体の広報・啓発事業やPRにも注力をしていくべき。
- ・当該事業の性質上、家族の休暇が取れる週末に利用者が集中することが想定されるが、どのように公平性・平等性を担保していくのか、長期休暇時には1日あたりの利用組数を増やすなど柔軟な対応を検討していくべき。

- ・当該施設の運営には、会員を始めとするボランティアの協力が不可欠と考えるが、一方でボランティアの数が増えることにより今後種々の調整が必要になっていくことが想定されるため、ボランティアをコーディネートする役割を担う人材の必要性も検討すべき。

7 総評

今回は、医療技術の進展に伴い小児がんや難病など生命を脅かす病気等を患う子どもの生命を救えるようになった一方で、それらの病気等により長期間の在宅療養生活を余儀なくされる子どもが増えており、そのような子どもや家族の療養生活の質の向上への対策が重要性を増してきている中、横浜市初の「生命を脅かす病気の子どもと家族の療養生活支援施設」の整備運営事業者を公募して選定するというものでした。

整備から運営まで自己資金で賄うことで収支の見込みが立てにくい等の条件もありましたが、創意工夫された意欲的な提案を受けることができました。

候補者として選定した特定非営利活動法人横浜こどもホスピスプロジェクトについては、当該法人代表者の類似施設の運営経験やこれまでの寄付金や民間助成金収入の実績、また利用者が直面している現状に対して真摯に取り組んでいく事業計画などの点を評価しました。一方で、例えば、安定的な事業収益を確保に向けた当該施設自体のPR、運営スタッフの安定確保に向けた人件費の設定や施設利用者の具体的な選定スキームについて等、個々の点において、今後、調整が必要な点も見受けられました。

この提案をゴールとすることなく、今後、事業候補者と横浜市とで、更に詳細な調整を行うことにより、利用者の生活の質の向上を支える等の公益の実現が果たされていくことを期待します。

こどもホスピスの整備運営事業者の決定について（報告）

選定部会による審査結果を踏まえ、「こどもホスピス（在宅療養児等生活支援施設）整備運営事業者」として次の法人を決定しました。

今後、建物整備や運営の準備にあたって、事業者とともに地域の方々のご理解とご協力をいただきながら進めていきたいと思っておりますので、引き続き、ご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

1 事業者名

特定非営利活動法人 横浜こどもホスピスプロジェクト

代表者：理事長 田川 尚登

2 事業計画地（下記位置図参照）

金沢区六浦東一丁目 4853-3（旧横浜市立大学男子学生寮跡地）

3 市の支援策

（1）市有地の無償貸付（貸付期間 30年）

（2）人件費の一部補助

※金額：有資格者（常勤看護師）1名分の人件費相当額（上限 5,000 千円／年）

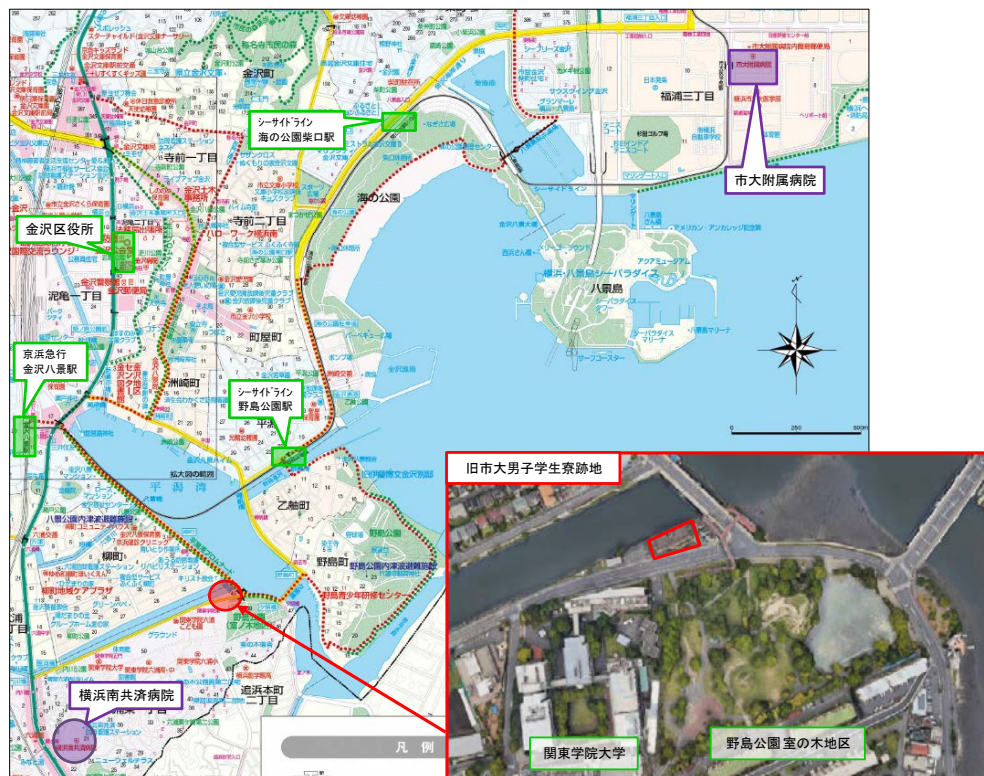
期間：開所準備期間6か月分及び開所後5年間

（3）区役所や関係機関との連携に関する調整（普及啓発などの活動に対する協力）

4 今後の想定スケジュール

・令和2年夏頃 着工 ➤ 令和3年春頃 しゅん工 ➤ 令和3年夏頃 開所

【位置図】



糖尿病の重症化予防事業における医療連携について

1 趣旨

糖尿病の重症化予防は、発症初期段階からの診診・病診の医療連携や、保健指導・支援につなげる必要があります。そのため、健康福祉局・医療局が連携し、健康アクション事業の一つとして、新たに患者を支えるためのネットワーク構築を目指し、医療・介護関係者と検討会を開催します。

そこで、今後の人材育成、連携体制、ツール開発等を検討し、糖尿病の医療連携、保健指導・支援を推進します。

2 背景

(1) 糖尿病の重症化による合併症は、市民の QOL を低下

(2) 高い費用対効果

腎不全を予防することで 1 人当たり 500 万円／年の医療費削減

(3) 国レベルでの糖尿病性腎症重症化予防の取組強化

先行都市(東京都など)ではすでに医療連携への取組有

<参考>

【国の動き】

・「糖尿病性腎症重症化予防に係る連携協定」(日本医師会、日本糖尿病対策推進会議、厚生労働省)を締結。
H28 年 3 月「糖尿病腎症重症化予防のためのプログラム」策定。
H31 年 4 月「糖尿病腎症重症化予防のためのプログラム」改訂。

【横浜市内の動き】

・H29 年 10 月「糖尿病・歯周病重症化予防のための横浜市医科歯科連携事業」横浜市医師会・横浜市歯科医師会協定締結

【先行都市の動き】*10月東京都へのヒアリング実施

・東京都は糖尿病地域連携の登録医療機関制度の運用、糖尿病医療連携ツールの活用を行っている。

3 現状・課題

平成 30 年度本市国保特定健診対象者の分析

(健診対象者 494,020 人:受診者数 119,767 人 未受診者数 374,253 人 受診率 24.2%)。

(1) 特定健診未受診者対策 (未受診者:374,253 人)

(2) 特定保健指導未利用者対策(未利用者:13,324 人)

(3) 健診受診者で糖尿病の保健指導が必要な人 (HbA1c5.6 以上 糖尿病レセプトなし:44,264 人)

(4) 未治療者・治療中断者への対応(糖尿病治療中断 糖尿病レセプトなし:130 人)

(5) 健診受診者で生活習慣病のレセプトがあるが、重症化している合併症発症者

以上の健診結果を基に適切な医療につなげる仕組みと、かかりつけ医と専門職(専門医、歯科、薬科、糖尿病看護認定看護師等)が連携し、質の高い医療連携体制の構築が必要

4 目的・目標及び取組の概要 * ネットワークイメージ図は別紙1参照

【目的1】 糖尿病対策全体 健診受診率向上とその結果に基づき適切な治療や保健指導につなげる
【2 局間連携による事業全体の目標】 ○健診受診率の向上 ○保健指導率の向上 ○健診結果に基づき、生活習慣改善行動につながる市民の増加 ○重症化予防関連の人材育成（医療・介護ネットワークの構築）
【目的2】 糖尿病の医療連携 予防から重症者までのあらゆる疾病段階に応じた適切な医療連携のネットワークの構築
【医療局の取り組みの目標】 ○関係者の人材育成 ○医療関係者等多職種の連携推進体制構築（診診・病診ネットワーク、患者を支えるネットワーク） ○医療資源ネットワークの形成・可視化

5 検討会及び作業部会の実施

糖尿病の重症化予防に向け医療連携ネットワーク構築を目的に医療関係団体等から検討メンバーを推薦いただき、検討会及び作業部会を実施します。また、データ分析に基づき現状把握や評価指標等を進めます。

(1) 検討会(医療局がん・疾病対策課)

現状と課題の共有及び連携体制の方向性等を検討

(2) 作業部会(健康福祉局保健事業課)

具体的連携方法、事業等の検討

(3) データ分析・アドバイザー派遣等(健康福祉局保険年金課・保健事業課)

医療局医療政策課とともにデータ分析等実施

<参考>

【検討会メンバーについて】

現状の課題、連携体制の方向性など、重症化予防のあり方やネットワーク構築のスキームを検討するため、下記団体より検討会メンバーを推薦いただく予定です。

- ・横浜市医師会
- ・横浜市薬剤師会
- ・横浜市在宅看護協議会
- ・神奈川県理学療法士会
- ・学識経験者
- ・横浜市歯科医師会
- ・横浜市病院協会
- ・神奈川県栄養士会
- ・横浜市介護支援専門員連絡協議会
- ・糖尿病看護認定看護師(市内在勤者)

6 検討事項（案）

横浜市医師会・行政が協働し、糖尿病の重症化予防に向け、データ分析に基づき、医療提供体制と生活支援の切れ目のないネットワーク構築を目指し以下の点を検討します。

(1)人材育成について

市医師会と連携し、医療関係者(医療機関向け・介護職向け等)向け人材育成研修を企画
⇒最新の知識の提供

(2)医療関係者団体との連携推進体制について

① 医療連携(診診・病診)ネットワーク

⇒かかりつけ医と専門医のネットワーク強化

② 患者を支えるネットワーク

⇒患者を中心とした多職種間での情報共有、連携により生活を支え、疾病コントロールを実現

(3)糖尿病患者を支える医療資源ネットワークの可視化について

糖尿病ケアパス、薬局等のマップ、糖尿病患者を支える医療・介護の情報共有ツール開発
⇒可視化できる媒体の作成

7 今後のスケジュール予定

令和2年2月～3月 保健医療協議会、健康横浜21推進会議に報告、検討委員選定

令和2年4月～5月 検討委員事前説明、推薦依頼等

7月 第1回検討会 作業部会

9月 第2回検討会 作業部会

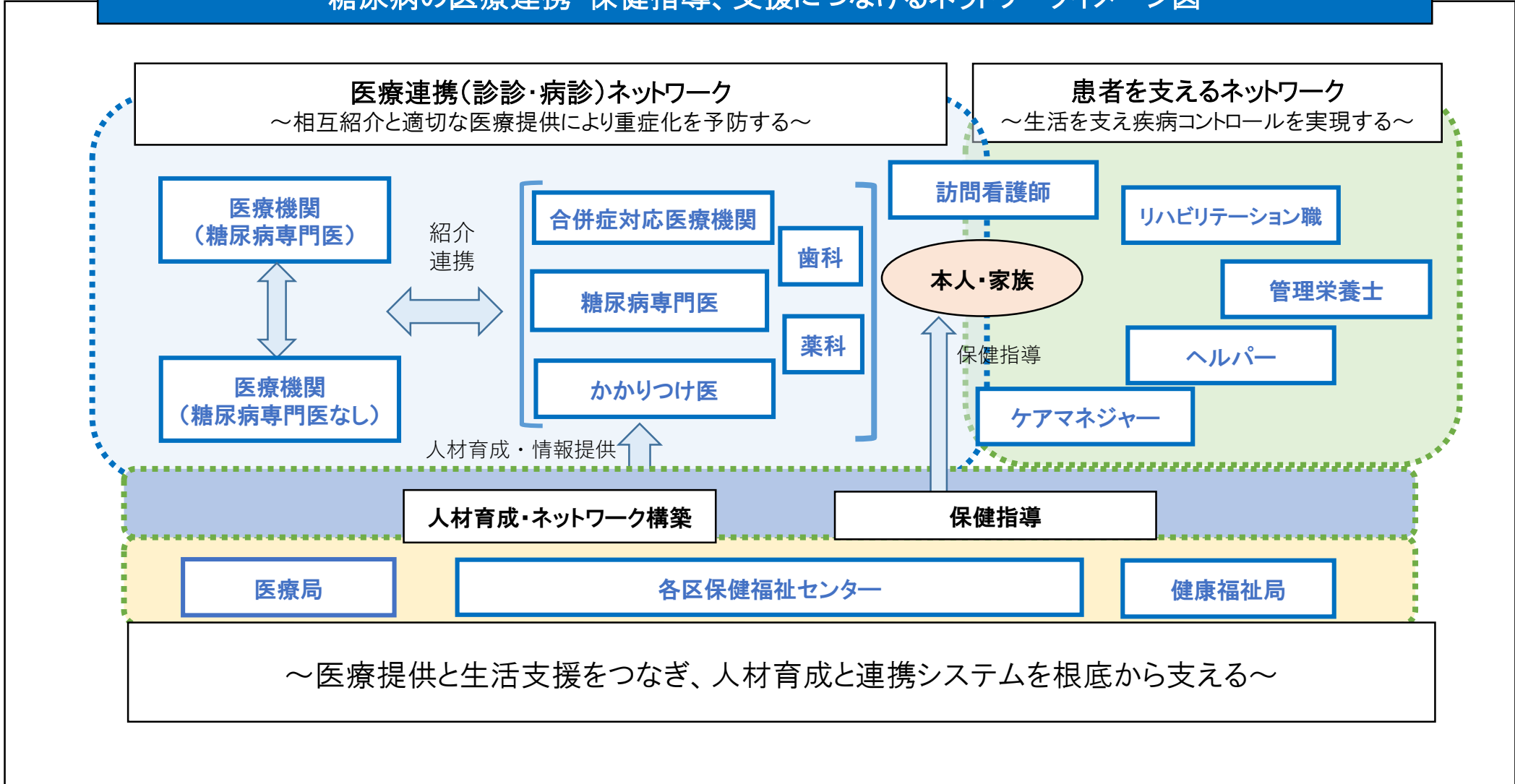
12月 第3回検討会 作業部会

3月 報告書

令和3年4月～ 報告書を持って関係団体に説明及びツール開発等事業着手

令和4年～ 本格実施

糖尿病の医療連携・保健指導、支援につなげるネットワークイメージ図



平成30年度 病床整備の進捗状況について

平成30年度病床整備事前協議で配分した病床（809床）の進捗状況については以下のとおりです。

※令和2年1月の調査回答に基づく

1 稼働済

	病院名 (開設者)	設置区	配分数	配分内容	稼働月
1	済生会横浜市東部病院 (社会福祉法人 恩賜財団済生会支部 神奈川県済生会)	鶴見	2床	小児病棟：2床	2019年11月
2	仁恵病院 (医療法人 大恵会)	神奈川	10床	療養病棟：10床	2020年2月
3	神奈川県立こども医療センター (地方独立行政法人 神奈川県立病院機構)	南	11床	NICU：6床 GCU：5床	2019年9月
4	市ヶ尾病院 (医療法人社団 成仁会)	青葉	8床	回復期リハ：8床	2019年7月
5	平成横浜病院 (医療法人 横浜平成会)	戸塚	10床	地域包括ケア：6床 回復期リハ：4床	2019年12月
6	戸塚共立第2病院 (医療法人 横浜柏堤会)	戸塚	4床	地域包括ケア：4床	2019年9月
	小計		45床		

2 整備中

	病院名 (開設者)	設置区	配分数	配分内容	開設 予定時期	工事 着工月
1	よこはま港南台地域包括ケア病院 (医療法人 裕徳会)	港南	120床	地域包括ケア：120床	2021年4月	2020年2月
2	横浜ほうゆう病院 (医療法人社団 鵬友会)	旭	70床	療養病棟：70床	2020年7月	2019年12月
	小計		190床			

3 今後整備予定

	病院名 (開設者)	設置区	配分数	配分内容	開設 予定時期	工事着工 予定時期	土地取得 状況
1	汐田総合病院 (公益財団法人 横浜勤労者福祉協会)	鶴見	58床	地域包括ケア：58床	2021年10月	2021年4月	自己所有
2	新横浜リハビリテーション病院 (医療法人 五星会)	神奈川	104床	緩和ケア：20床 地域包括ケア：42床 回復期リハ：42床	2022年5月	2021年4月	自己所有
3	聖隷横浜病院 (社会福祉法人 聖隷福祉事業団)	保土ヶ谷	67床	緩和ケア：20床 地域包括ケア：9床 回復期リハ：38床	2020年8月	2020年3月	自己所有
4	鶴ヶ峰クリニック (医療法人社団 善仁会)	旭	14床	療養病棟：14床	2020年9月	2020年5月	建 物 貸 借 済
5	戸塚共立第1病院 (医療法人 横浜柏堤会)	戸塚	60床	回復期リハ：60床	2022年11月	2020年9月	土地取得 合 意 済
6	(仮) ゆめが丘病院 (医療法人社団 鵬友会)	泉	43床	地域包括ケア：43床	2022年10月	2021年4月	土地取得 合 意 済
	小計		346床				

4 事業計画に支障が生じたもの

	病院名 (開設者)	設置区	配分数	配分内容	理由
1	(仮) 横浜川和町病院 (医療法人社団 元気会)	都筑	228床	療養病棟：176床 地域包括ケア：52床	事業者との条件が合わず、当該計画地での整備取りやめ。病床返還の申出済。

合計	809床
----	------

横浜市保健医療協議会運営要綱

制 定 平成 24 年 3 月 22 日 健企第 399 号（局長決裁）

最近改正 平成 30 年 8 月 17 日 医医第 618 号（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、横浜市附属機関設置条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 49 号）第 4 条の規定に基づき、横浜市保健医療協議会（以下「協議会」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

（担当事務）

第 2 条 横浜市附属機関設置条例第 2 条第 2 項に規定する協議会の担任する事務の細目については、次に掲げるものとする。

(1) 横浜市の保健、医療及び生活衛生施策の計画及び評価に関すること。

（委員）

第 3 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

(1) 学識経験者

(2) 保健医療福祉関係団体の代表者等

(3) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2 年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員の代理は、認めないものとする。

（臨時委員）

第 4 条 委員会に、保健、医療及び生活衛生施策に関する事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

(1) 学識経験者

(2) 保健医療福祉関係団体の代表者等

(3) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 臨時委員は、第 1 項の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されたものとする。

(会長)

- 第5条 協議会に会長および副会長をそれぞれ1人置く。
- 2 会長は、委員の互選によりこれを定め、副会長は、会長が指名する。
 - 3 会長は、協議会を代表し、会務を掌理する。
 - 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 協議会の会議は、必要に応じ会長が招集する。
- 2 会長は、協議会の会議の議長とする。
 - 3 協議会は、委員(議事に関係のある臨時委員を含む。次項において同じ。)の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
 - 4 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

(部会及び専門委員会)

- 第7条 協議会に、専門の事項を協議させる必要があるときは、部会及び専門委員会(以下「部会等」という。)を置くことができる。
- 2 部会等の委員は、次に掲げる者のうちから、会長が指名する者をもって組織する。
 - (1) 協議会の委員及び臨時委員
 - (2) 保健医療福祉関係団体の代表者等
 - (3) 前各号に掲げる者のほか、会長が必要と認める者
 - 3 部会等は、当該専門事項に関する協議が終了したときは解散するものとする。
 - 4 部会等は、部会長を1人置き、会長が指名する。
 - 5 部会等は、会長の指示に応じ部会長が招集する。
 - 6 協議会です承が得られた場合は、部会等の議決をもって協議会の議決とすることができる。
 - 7 第6条の規定は、部会等の会議について準用する。この場合において、同条中の「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会等の委員」、「臨時委員」とあるのは「部会等の臨時委員」と読み替えるものとする。

(会議の公開)

- 第8条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号)第31条の規定により、協議会の会議(部会等の会議を含む。)につ

いては、一般に公開するものとする。ただし、委員の承諾があれば、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。非公開とする場合は、傍聴人を会場から退去させるものとする。

(意見の聴取等)

第9条 会長又は部会長は、協議会又は部会等の会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(所管)

第10条 協議会は、医療局及び健康福祉局の共管とする。ただし、協議会に関する「附属機関の開催状況報告」は、医療局が行う。

(庶務)

第11条 協議会の庶務は、医療局医療政策部医療政策課において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成8年7月15日制定の「横浜市保健医療協議会設置要綱」は平成24年3月31日をもって廃止する。

(経過措置)

- 3 この要綱の施行後最初の協議会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月17日から施行する。

横浜市の保有する情報の公開に関する条例（一部抜粋）

（行政文書の開示義務）

第 7 条

実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求者に対し、当該開示請求に係る行政文書を開示しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合は、当該行政文書を開示しないことができる。

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(5) 市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれのあるもの

（会議の公開）

第 31 条

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項及び地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 14 条の規定に基づき設置する審議会等の附属機関（以下「附属機関」という。）の会議は、公開する。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 他の法令等に特別の定めがある場合
- (2) 非開示情報に該当する事項を審議する場合
- (3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合で、附属機関の決定により、その会議の全部又は一部を公開しないこととした場合